

大津市指定ガス工事店

◆新規・更新指定に関する概要について◆

- 大津市内でガス工事を行うには、大津市指定ガス工事店として指定を受ける必要があります。
- 指定ガス工事店の申請を行う方は、大津市企業局お客様設備課まで一度お問合せください。

【指定ガス工事店とは？】

- ・ガスの供給施設の工事について、本市が施行する工事を請け負うことができます。
- ・指定ガス工事店の種類に応じた範囲の新設及び増設工事等を施工することができます。
- ・一般社団法人日本ガス協会の業界統一資格等が必要です。
- ・お客さまからの代金は本市が工事店経由等で頂き、本市は工事店に材料費・労務費等を支払います。
- ・お客さまに請求する工事の金額は、公開している本市の単価表に記載された単価にて契約します。
- ・工事店が管材料店にて使用材料を調達します。
- ・本市の指定する工事申込書を事前に提出し、本市の管理・指導下のもと工事等を行うことが必要です。
- ・指定ガス工事店の種類に応じた建設業法第3条の許可及びガス工事資格者を必要数従事させることが必要です。
- ・ガス工事の施行に必要な設備、機材等を装備することが必要です。

【指定ガス工事店の種類】

- ① 第1種指定ガス工事店 → ガス工事のうち外管工事及び内管工事
- ② 第2種指定ガス工事店 → ガス工事のうち内管工事

【適格要件】

次のすべての要件を満たす者でなければなりません。

- ① 工事の施行及び緊急の対応に支障を来さない地域に営業に適する事業所があること。
- ② ガス工事の施行に必要な設備及び機材を備えていること。
- ③ 指定ガス工事店の種類に応じた種類の建設業法第3条の許可を受けていること。
 - ・ 第1種指定ガス工事店の場合 → 土木工事業、管工事業
 - ・ 第2種指定ガス工事店の場合 → 管工事業
- ④ 指定ガス工事店の種類に応じたガス工事資格者をガス工事に従事させることができること。

指定ガス工事店の種類	外管 責任技術者	外管 工事士	第1種 内管工事士	第2種 内管工事士
第1種指定ガス工事店	1人以上	3人以上	1人以上	2人以上
第2種指定ガス工事店			1人以上	2人以上

- 1 外管工事士及び第1種又は第2種内管工事士とは、これを兼ねることができます。
 - 2 第1種及び第2種内管工事士は、それぞれ活管工事の付加資格を有していることを要します。
 - 3 第2種内管工事士の必要人数は、第1種内管工事士が必要人数以上あるときは、その余剰をもって充当することができます。
 - 4 内管工事で圧力15kPa以下の溶接工事をする場合には、第1種内管工事士は、低圧溶接の付加資格を有していることを要します。
 - 5 内管工事で中圧の溶接工事をするときは、内管溶接管理士が従事することを要します（他のガス工事資格者と兼務可）。
 - 6 液石法の適用をうけるガス工事をするときは、液化石油ガス設備士が従事することを要します（他のガス工事資格者と兼務可）。
 - 7 ガス工事資格者は、事業所に常勤雇用されていること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと（法人の場合は代表者が次のいずれにも該当しないこと）。
- ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - イ) 法令に違反して拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けること

がなくなった日から2年を経過しない者

- ウ) 指定ガス工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- エ) 不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められるに足る相当の理由がある者。
- カ) 精神の機能の障害によりガス工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

【指定の時期、期間等】

- ① 申請期間 → 6月2日から15日まで（休日の場合はその翌開庁日）
- ② 指定時期 → 8月1日
- ③ 指定期間 → 3年以内

【申請書類】

- ア) 大津市指定ガス工事店指定申請書（様式第1号）
- イ) 事業内容調書（様式第2号）
- ウ) 従業員名簿（様式第3号）
- エ) 所属ガス工事資格者名簿（様式第4号）
- カ) 従業員の雇用を証する書面（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）
※標準報酬月額は消さずにご提出ください。
- キ) 所有機材調書（様式第5号）
- ク) 個人の場合は、代表者の住民票記載事項証明書（原本）
法人の場合は、定款及び登記事項証明書（原本）
- ケ) 建設業法に基づく許可を受けていることを証する書面
- コ) 前年度の市町村税の納税証明書（法人の場合は法人に対するもの）
- サ) その他公営企業管理者が必要とする書類（委任状等）（委任状は原本）

【大津市指定ガス工事店となるまでの流れ】

時 期	申 請 者	備 考
6月1日まで	指定申請等に関する問い合わせ 指定申請書類の記入等	申請書はホームページに掲載しています。
6月2日～ 6月15日	指定申請書類の提出 書類審査	申請書類の不備等のチェックを行います。
6月下旬～ 7月上旬	申請者の実態調査、適正審査	職員が工事店に訪問し、以下を実施します。 所有機材・材料の保管状況、残土等の置き場の確認。帳簿類の確認（工事受注台帳、給与台帳、出勤簿等）。指定申請の動機確認。 指定を受けるにあたっての諸注意等の説明。
7月下旬	指定に関する通知文の送付	
8月1日	指定ガス工事店として申請者を指定	ガス内管工事基本契約書の締結。

【申請場所】

大津市企業局 お客様設備課（大津市役所 新館5階）
電話：077-528-2605 FAX：077-521-8090